

平成30年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第5号説明資料

平成30年2月15日

大磯町手数料条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	.....	1
改正内容	.....	1
新旧対照表	.....	2～7

財政課

消防総務課

## 大磯町手数料条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が平成30年1月26日公布、同年4月1日に施行されることに伴い、危険物施設の設置許可及び検査に係る手数料額を変更するため、大磯町手数料条例の一部の改正を行うものです。

### ○ 改正内容

- 1 大磯町手数料条例の別表第2の（二）の表中、「手数料の種類及び区分」欄の「準特定屋外タンク貯蔵所」と「特定屋外タンク貯蔵所」中の貯蔵最大数量が「1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの」から「400,000 キロリットル以上のもの」まで、及び「岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所」中の最大数量が「400,000 キロリットル未満のもの」から「500,000 キロリットル以上のもの」までの設置許可に係る手数料の額を改めるものです。
- 2 大磯町手数料条例の別表第2の（七）の表中、「手数料の種類及び区分」欄の「令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査」中の「危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所」から「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所」と「令第8条の2第5項に規定する溶接部検査」中の「危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所」から「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所」まで、及び「令第8条の2第5項の岩盤タンク検査」中の「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所」から「危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所」までの検査に係る手数料の額を改めるものです。
- 3 大磯町手数料条例の別表第2の（九）の表中、「手数料の種類及び区分」欄の「特定屋外タンク貯蔵所」中の「危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの」から「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上のもの」と「岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所」中の「危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満のもの」から「危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上のもの」までの保安に関する検査に係る手数料の額を改めるものです。
- 4 施行日  
平成30年4月1日とします。

大磯町手数料条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第7条 省略			第1条～第7条 省略		
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>					
別表第1 省略			別表第1 省略		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
事務の種類	手数料の種類及び区分	金額	事務の種類	手数料の種類及び区分	金額
(一) 省略	省略	省略	(一) 省略	省略	省略
(二) 消防法	省略	省略	(二) 消防法	省略	省略
第11条第1項前	省略	省略	第11条第1項前	省略	省略
段の規定による	省略	省略	段の規定による	省略	省略
設置の許可(以下「設置の許可」という。)	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	570,000円	設置の許可(以下「設置の許可」という。)	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	530,000円
	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係るものを除く。)で危険物の貯蔵最大数量(以下「最大数量」という。)が			特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係るものを除く。)で危険物の貯蔵最大数量(以下「最大数量」という。)が	
	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	880,000円		1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	830,000円
	5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,070,000円		5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,010,000円
	10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,200,000円		10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,120,000円
	50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,520,000円		50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,420,000円
	100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,780,000円		100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1,660,000円

改正案			現行		
	200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>4,070,000円</u>		200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>3,880,000円</u>
	300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>5,340,000円</u>		300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>5,100,000円</u>
	400,000キロリットル以上のもの	<u>6,490,000円</u>		400,000キロリットル以上のもの	<u>6,290,000円</u>
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所で最大数量が			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所で最大数量が	
	400,000キロリットル未満のもの	<u>5,930,000円</u>		400,000キロリットル未満のもの	<u>6,320,000円</u>
	400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	<u>7,470,000円</u>		400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	<u>7,970,000円</u>
	500,000キロリットル以上のもの	<u>10,900,000円</u>		500,000キロリットル以上のもの	<u>11,800,000円</u>
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	省略	省略		省略	省略
(三) 省略	省略	省略	(三) 省略	省略	省略
(四) 省略	省略	省略	(四) 省略	省略	省略
(五) 省略	省略	省略	(五) 省略	省略	省略
(六) 省略	省略	省略	(六) 省略	省略	省略

改正案			現行		
(七) 設置の許可に係る消防法第11条の2第1項の規定による検査（以下「設置の完成検査前検査」という。）	省略	省略	(七) 設置の許可に係る消防法第11条の2第1項の規定による検査（以下「設置の完成検査前検査」という。）	省略	省略
	省略	省略		省略	省略
	令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下「基礎・地盤検査」という。）			令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下「基礎・地盤検査」という。）	
	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>420,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>410,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>560,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>540,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>730,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>700,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>960,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>920,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,090,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,040,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,660,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,600,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,900,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,820,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,120,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,030,000円</u>		

改正案		現行	
令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下「溶接部検査」という。）		令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下「溶接部検査」という。）	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>530,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>490,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>680,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>630,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,030,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>990,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,410,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,310,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,780,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,720,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,430,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,320,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,190,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,060,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,800,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,650,000円</u>

改正案			現行		
	令第8条の2第5項の岩盤タンク検査（以下「岩盤タンク検査」という。） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>9,320,000円</u>		令第8条の2第5項の岩盤タンク検査（以下「岩盤タンク検査」という。） 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>9,100,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>12,600,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>12,400,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>17,300,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>17,000,000円</u>
(八) 省略	省略	省略	(八) 省略	省略	省略
9 (九) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>320,000円</u> <u>460,000円</u> <u>750,000円</u> <u>1,020,000円</u> <u>1,300,000円</u> <u>3,150,000円</u> <u>3,870,000円</u> <u>4,460,000円</u>	(九) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。） 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>310,000円</u> <u>430,000円</u> <u>720,000円</u> <u>960,000円</u> <u>1,210,000円</u> <u>2,950,000円</u> <u>3,620,000円</u> <u>4,170,000円</u>

改正案			現行		
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 未満のもの	<u>2,690,000円</u>		岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 未満のもの	<u>2,660,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 以上500,000キロリットル未満のもの	<u>3,230,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル 以上500,000キロリットル未満のもの	<u>3,190,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル 以上のもの	<u>4,830,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル 以上のもの	<u>4,790,000円</u>
	省略	省略		省略	省略